船橋市介護保険事業者等における事故発生時の報告の取扱い要領

<目的>

この要領は、介護保険に係るサービス提供事業者並びに老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームの設置事業者(以下「事業者等」という。)によるサービスの提供により発生した事故等の船橋市への報告の取扱いを定めることにより、事業運営の適正化を図ることを目的とする。

1. 対象事業者等

介護保険法に規定する指定事業者、市町村特別給付及び介護保険サービスと一体的に提供されるサービスを提供する事業者並びに老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム(有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む)の設置事業者とする。

2. 報告の範囲

次の(1)~(5)に該当するものを報告の対象とする。

(1) サービスの提供による、利用者のけが又は死亡事故の発生

- ①「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故も含む。また、通所サービス、入居サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。
- ②けがの程度については、医師(施設の勤務医、配置医を含む。)の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故を原則とする。
- ③事業者等側の過失の有無は問わない。
- ④利用者が事故ではなく病気等により死亡した場合は報告不要であるが、死因に疑義が生じるときや、トラブルになる可能性があるときは報告すること。

(2) 利用者の離設(徘徊・行方不明)

①警察への協力を求めたものを対象とする。

(3) 食中毒、感染症及び結核の発生

- ①感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1類から3類までのもの若しくは保健所に報告したものを対象とする。
- ②関連する法に定める届出義務がある場合はこれに従うこと。

(4)職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生

①利用者の処遇に影響があるものについては報告すること (例として、利用者からの預かり金の着服や横領、送迎時の交通事故 (道路交通法)、利用者等の個人情報の紛失や漏洩など)。

(5) 災害、その他報告が必要と認められる事故等の発生

3. 報告の手順

(1) 第一報

事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に、事故報告書を提出すること。第 一報は、事故の原因分析や再発防止策等の記載が不足していても差し支えない。

注) 次の事故が発生した場合は、速やかに電話で報告すること。

- 死亡事故
- ・ 食中毒、感染症及び結核の発生
- ・ 職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生
- ・ その他の重大事故

(2) 経過報告及び最終報告

事故処理が長期化する場合には、適宜途中経過の事故報告書を提出するとともに、当該事故処理がすべて完了した時点で最終の事故報告書を提出すること。

ただし、第一報の時点で事故処理が完了している場合は、その報告内容をもって最終報告とすることができる。

4. 報告の様式

厚生労働省が示す標準報告様式を用いる。

5. 報告先

船橋市指導監査課とする。

なお、利用者の介護保険の保険者が船橋市以外であるときは、当該保険者にも併せて報告すること。報告の際は、利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いに十分注意すること。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年3月17日から施行する。

(船橋市介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱い要領の廃止)

2 船橋市介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱い要領は廃止する。

(船橋市養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームにおける事故発生時の報告の取扱い要領の廃止)

3 船橋市養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームにおける事故発生時の報告の取扱い要領は廃止する。